

令和4年12月27日

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」に関する意見募集の結果をお知らせします

令和4年11月16日付けで実施しました、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について、お知らせします。

1. 意見公募手続の概要

- (1) 募集期間：令和4年11月17日～令和4年12月16日
- (2) 告知方法：報道発表、スポーツ庁ホームページ、文化庁ホームページ
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 提出意見総数

980件

3. 提出意見の概要

別紙のとおり

<担当>

スポーツ庁 地域スポーツ課 企画係 山本

電話：03-5253-4111（内線3493） FAX：03-6734-3790

メールアドレス：tiikisport@mext.go.jp

文化庁 参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室

文化活動振興係 外尾

電話：03-5253-4111（内線2832） FAX：03-6734-3814

メールアドレス：artedu@mext.go.jp

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」 に関する主な意見の概要

(意見募集期間：令和4年11月17日～12月16日 ※全980件)

【総論】

◆地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関すること

- ・ 生徒や保護者の不安に丁寧に応え、顧問の教職員を含めた合意形成を図った上で移行すべきであって、拙速に移行するものではない。自治体としても、3年間の移行達成は現実的に難しい。
- ・ 部活動の地域移行失くして教育の質の維持・改善はあり得ない。「地域の実情に応じて」としていたら、いつまでも地域移行が進まない。平日も含め、学校から部活動を切り離してほしい。
- ・ 部活動を廃止して地域へ移行し、指導をしたい教員は兼務で地域指導者として指導を行うべき。
- ・ 過疎地域では地域のスポーツ少年団等がなく、中学校の部活をお願いできる人材が不足している。学校同士も非常に遠距離で合同部活動も負担が大きい。教育資源が乏しい地方の立場を重視すべき。
- ・ 教員の部活動指導の負担は高等学校でも大きく、中学校段階で新たな地域クラブ活動への移行が進み次第、その成果を受けて高等学校段階でも順次地域クラブに移行していく方向性で議論を進めるべき。
- ・ 運動部活動については中体連のみならず高体連、高野連も聖域なく議論に巻き込んでいくべき。
- ・ 全体的な書き方として、地方に義務付けるように見受けられるところ、あくまでできるところが取り組む例であって義務ではないということを明記してほしい。
- ・ 学校部活動であっても地域クラブ活動であっても、めざすものは「生徒がスポーツ・芸術活動に親しむ機会の確保」であることから、そのことを冒頭で打ち出すべきである。
- ・ 地域移行によって生まれる「新たな価値」というのが何か具体的に記載するべき。
- ・ この機会にスポーツを軸にした地域振興、地域コミュニティの活性化の中核に学校部活動の地域移行を位置付けて、子供から大人、高齢者、障がい者も含めてそれぞれの地域で安心・安全で継続的に良質のスポーツ指導を受けられる環境づくりを目指すということを明記してほしい。

◆部活動の在り方に関すること

- ・ 学校の在り方そのものから考え直し、業務のスリム化・規模の縮小を行う。基本は受益者負担。教育も部活動も、いい指導・希望の指導を受けたい人は、たくさん費用を負担した人が受けられる。いい指導者はたくさんお金を受け取れるという経済の原理で運営されるようにすべき。
- ・ 現行の部活動であっても、部活動数を大幅に削減し、教員の数の半分くらいにすべき。地域ごとに調整して、拠点校を設置する。顧問候補は公募で引き入れる。
- ・ そもそも保護者が勘違いしないよう、部活動という名前を廃止すべき。

◆部活動の教育的意義・生徒の自主性に関すること

- ・ 生徒の生活や家庭環境も十分に理解して指導するからこそ、部活動は価値がある。社会教育へと移行していくのであれば、指導者への研修が必要。
- ・ 本来、部活動は生徒の自主的・主体的な活動であることを明確にすべき。
- ・ 部活動は本来生徒の自主的な活動であり、加入はあくまで任意であるが、実際には加入を強制している中学校も多いため、強制加入を禁じるようにすべき。

◆教師の働き方に関すること

- ・ 顧問を望まない教員に強制しないこと、顧問の希望確認を必ず行うことを徹底した上で、顧問を希望する教員または部活動指導員等で対応出来る分に絞って部活動を設置し、顧問を望まない教員へ同調圧力など

のハラスメントがないようにしてほしい。

- ・部活動が好きな教員は今後も顧問を続けたいと考えているが、部活動の手当てが少ない点や、大会会場までの行き帰りの引率などの負担が重い点を改善してほしい。
- ・休日の部活動について、地域移行によって負担軽減が図られ、家庭の時間が確保でき大変ありがたい。
- ・教員の苦しい現状を考えると段階移行は必要だが、市町村や学校毎の努力だけでは進んでいかない。指導者の確保や地域移行に向け、必要な予算確保等も国の主導でしっかりと取り組んでいただきたい。

【各論】

◆運営団体・実施主体の整備に関すること

- ・運営団体・実施主体となるには、クリアすべき条件や基準があるのか。
- ・クラブを立ち上げるのにお金がかかる。個人負担が大きすぎるので立ち上げたくても難易度が高い。
- ・ガイドラインの中で、地域団体の活動に部活動と同じような休養日や活動時間を示されると、新たな地域団体の設立が限られ、受け皿になる地域団体の組成は進みにくい。将来的に生徒のニーズにあった地域団体の選択できるようにするのであれば、様々な活動方針をもった団体を容認すべき。
- ・少子化でチーム数が年々減少する中、子供たちスポーツをできる場所を目指して地域と連携協力するべくクラブチームを創設したが、自治体との調整が進展しないので、自治体の後押しをしてほしい。

◆指導者に関すること

- ・支援を必要とする生徒が増えてきている昨今、関係性の築けていない指導者からの指導には耐えられない生徒も多い。技能の有無よりも、生徒への指導能力がある指導者を確保すべきである。
- ・指導者はライセンスを持った人のみに限定するなど、不適切な指導者を検知し排除する仕組みが必要。生徒の安全確保や暴言、暴力、行きすぎた指導のないよう十分に注意されなければならない。
- ・複数指導者で互いの指導を監視する等、問題の未然防止や問題が発生時のサポート体制を検討すべき。特に、指導者の暴言・暴力等に関する相談窓口や第三者機関の設置は文化クラブ活動にも必要。
- ・学校現場だけで人材を確保するのは非常に困難。H30のガイドライン同様に、学校の設置者は各学校の生徒や教師の数等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用することも併せて記述すべきである。
- ・スポーツトレーナーとの連携のみならず、安全や健康管理はスポーツドクターとの連携も必要。

◆部活動指導に係る報酬に関すること（兼職兼業含む）

- ・学校部活動を併存させる間も、学校部活動の顧問への残業手当をしっかりと出してほしい。
- ・指導者を長期的に確保する場合、副職として指導者が有償で指導できる環境を整える必要がある。無償では指導者の質も上がらない。
- ・専門性があり部活動を指導したい教員を安く使うのではなく、兼務として認め、報酬を支払うようにしてほしい。モチベーション、安全性の確保の面でもより有効である。
- ・兼職兼業の許可にあたっては、管理職が教員に説明すべき事項の明示、強制が行われていないことを示す証明書の提出義務付けなど、厳格な仕組みにし、適切な指導時間となるようにしてほしい。
- ・外部の部活動指導員の人材が足りず、結果的に教員で何とかしようと兼職兼業することが慢性化しないように注意する必要がある。

◆適切な休養日等の設定に関すること

- ・朝練を含めると在校時間が長すぎてしまうため、在校時間や登校・退校時間なども制限すべき。
- ・現行のガイドラインは負担軽減を意識したバランスの良いものになっているとは思いますが、強豪校はガイドラインを全く守っていない状態なので、守らせる努力をしてほしい。

- ・ 広域から生徒を集めて行う活動は親の送迎が必要なため土日しかできず、1日が休養日になると厳しい。
- ・ 多様性を認めるなら、学校部活動で競技に真剣に取り組み、本気で目標を目指そうとしている生徒に対しては、土日とも活動を認めるなど、柔軟な対応があってもよいのではないかと。

◆会費の適切な設定と保護者等の負担軽減に関すること

- ・ 「低廉な会費」では、指導者の質や当該運営団体の持続可能な組織運営を担保することは困難。また、会費設定は地方格差が生じ得る。
- ・ 会費のみならず、民間企業のスポンサーなどを募り、運営費を獲得する活動が必要。
- ・ 保護者の費用負担は、施設を使い、専門の指導者の指導を仰ぐのならばそれ相応の負担は必要である。
- ・ 家庭の経済力によって参加控えが起こり文化・体験格差が広がらないよう、困窮家庭はもちろん、全国の生徒が地域クラブ活動に参加する際の参加費等の支援をお願いしたい。
- ・ 移動手段が限られる中学生にとって、楽器を持って学区外まで移動することは困難。特に公共交通機関が限られている地域では、保護者の送迎に頼らざるを得ないことになってしまう。
- ・ 保険の加入について、負担軽減の観点から学校の災害共済給付制度を拡大し、その活用を検討すべき。

◆大会等の在り方に関すること

- ・ 全国大会や地方大会は廃止し、その地域の参加できるスポーツ種目での年間を通じたリーグ戦を実施することで、そのスポーツ種目の競技的な要素を取り入れられれば充分ではないかと。
- ・ すぐに全中大会への地域スポーツ団体の参加を認めることには反対。組織整備がきちんとなされていない中で、部活動の地域移行の課題が複雑に絡み合い、大会運営や中学校、生徒への混乱を招く恐れや、現実的に大会である以上勝利至上主義を加速させ、不平等を生む恐れがある。
- ・ 中体連の大会に参加できるのは賛成。ただ、今まで先生が運営されていた大会に参加するので、運営にも当然お手伝いはさせていただくべきで、子供が参加して終わりではいけないと思う。金銭面やどの地域から出場できるかなどについても、細かいルールを決めないといけない。

◆学習指導要領に関すること

- ・ 「地域部活動」から「地域クラブ活動」へと名称を変えたことは、現行の学校部活動と区別した点で評価できる。学校部活動について学習指導要領に示す「学校教育の一環」から外すことも明記すべき。
- ・ 学習指導要領を改訂し、学校部活動が教育課程と関連を持たず地域に移行されることになってから地域移行の期限を決めて進めるべき。各市町任せの地域移行は、自治体と教育現場に大きな混乱を招く。

◆行政における責任に関すること

- ・ 協議会の構成員や検討状況について、ホームページなどで公開することを明記すべき。
- ・ 学校部活動から地域クラブ活動への移行は、学校教育から社会教育への移行という考えのもと、自治体や教育委員会を地域クラブ活動の運営団体等の監督機関として位置づける必要がある。
- ・ 公立学校で新たなガイドラインの下で地域移行が進んでも、私立学校で今まで通りの学校部活動が行われた場合、公立と私立との格差が広がる一方である。私立学校にも適切な指導をお願いしたい。

◆その他

- ・ 文科省（スポーツ庁・文化庁）・自治体・学校設置者による具体的な広報活動が必要である。
- ・ 学校現場や地方教育委員会が具体的な見通しを持てるよう、可能な限り早く周知していただきたい。
- ・ 子供の視点に立つということが重要。また、改革の当事者となる子ども・保護者・教職員からの意見を十分聞く機会を設けるとともに、質問等に答える体制づくりを行うことが急務。